

「ごみの分け方・出し方」へ災害廃棄物 分別方法等を記載し配布

愛媛県西予市

- 人口※ 33,856 人
- 自治会加入率 90%
- 実施時期 令和 2 年度

※令和 6 年 12 月 10 日時点自治体ホームページ掲載情報

取組むことになったきっかけ

西予市は、平成 30 年 7 月豪雨により被災し、災害廃棄物が分別されないまま搬入されて処理に時間を要した経験があります。そのため、災害時の分別について市民に周知し、協力してもらう必要があると感じられたため、本冊子に災害廃棄物の頁が加えられました。



取組内容

ごみの分類表などを掲載した「ごみの分け方・出し方」の令和 2 年 4 月改訂時に、「災害時のごみ出しについて」として、2 頁が追加されました。右記のとおり、4 つの注意点が掲載されています。

本冊子は全戸配布され、平時・災害時のごみの分別がわかるものとなっています。

注意点 1：個人でゴミ片付けや運搬排出が困難な場合は、ボランティア受付窓口にて依頼

注意点 2：分別排出

注意点 3：分類区分のポイント

注意点 4：地域で協力してごみの運搬をすること

■ 予算：印刷費用として 1,240,000 円

災害時のごみ出しについて

大規模災害が発生した場合、まず自分の身（家族）を守る行動が最優先です。災害廃棄物（片付けごみ）については、家屋や地域の安全等が確認された後から、ごみ排出をしましょう。
※危険家屋には近づかない。（2 次災害防止）

注意点 1 ごみ出し
個人での「ごみ片付けや運搬」排出が困難な場合、自治体の災害ボランティア受付窓口（社会福祉協議会）に連絡し協力を依頼しましょう。

注意点 2 ごみ出しポイント「分別排出」はなぜ？
廃棄物を混合してしまうと、廃棄物処理専用業者でも処理が困難となり、迅速な搬入対応ができなくなるため「分別排出」にご協力ください。
●可燃ごみや片付けごみは、衛生的な面も考慮し、優先的に排出してください。
※災害時（初動期）に発生する片付けごみの総量も多量です。通常収集が開始されるまでは、市の指定し開設した仮置き場へ持ち込みしてください。収集ルートが確保され復旧した地域から、応急的なステーション等に排出してください。
●資源ごみは、一定期間「片付けごみ」災害廃棄物として処理していきます。

注意点 3 災害ごみ分類区分のポイント

- 可燃混合物
分別できない可燃系の廃棄物（衣類や布・ブラ類・紙類等・小さな木片等）
- 不燃物・粗大ごみ
 - ① 金属類（缶類・サッシ類）
 - ② 家電四品目（テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン）
（注）冷蔵庫等の中身は可燃ごみ等で排出処分しましょう。
 - ③ 木材（腐材・木質の家具類）
 - ④ がれき土砂（ごみ選別） 家屋内に限る（但し、被害の規模により宅地内）
 - ⑤ 危険物（プロパンガス・ガスボンベ・スプレー缶）
 - ⑥ 処理困難物（タイヤ・消火器・畳）
 - ⑦ 石膏ボード
 - ⑧ アスベスト（スレート）
 - ⑨ 有害物（蛍光灯・乾電池・水銀類）
 - ⑩ 埋立物（陶器・ガラス・プラスチック類・コンクリート混合物）

注意点 4 ごみの運搬について
個人、地域の防災組織、区長、ボランティア、消防団、自治体の収集運搬許可業者、災害廃棄物処理協業者と協力し、ごみの運搬をお願いします。その際、自治体からの周知で選定開設された「1 次仮置場（簡易的な小規模仮置場も含む）」に持ち込んでください。道路が復旧し、安全が確保されたら片付けごみ等の運搬を開始しましょう。

●仮設住宅からのごみも利用者で分別しましょう。